

養父市立公民館等利用団体登録について

「養父市立公民館等利用団体登録」制度とは、養父市内で活動されている各団体の構成や活動内容等（文化、教養及び健康スポーツ等に関する各種の活動）により「**社会教育活動団体**」として市が認定した団体、又は 特定の目的のために組織された「**特定目的団体**」について、公民館（ホール・体育館を除く）の使用料が減額、または免除される制度です。

「社会教育活動団体」とは…

- 1) 芸術・文化活動団体
- 2) スポーツ・健康づくり活動団体
- 3) 青少年活動及び育成団体
- 4) 女性・老人活動団体
- 5) 実用技術の習得及び教養学習団体
- 6) その他、市長が特に認めた団体

「特定目的団体」とは…

- 1) 自然環境の保全及び創造活動を目的とする団体
- 2) 各種福祉・ボランティア活動を目的とする団体
- 3) 地域づくり活動を目的とする団体
- 4) その他、市長が特に認めた団体

◆登録団体の要件

登録できるのは、次の要件をすべて備えた団体です。

- (1) 5人以上で構成された団体であること。
- (2) 団体の構成員の過半数が養父市民であり、代表者は養父市内在住者であること。
- (3) 養父市内に活動拠点を置き、継続的かつ計画的に活動していること。
- (4) 団体の活動内容及び会員が、特定の会派や流派に限定されていないこと。
- (5) 組織運営、活動内容、会費等について定めた会則、規約又は活動内容を示すものがあること。
- (6) 団体への加入脱退については自由とし、公の支配に属さず、民主的運営が行われていること。
- (7) 販売等、営利を目的とする団体・活動ではないこと。
- (8) 代表者が20歳以上であること。
- (9) 政治活動を行わないこと。
- (10) 宗教活動を行わないこと。
- (11) 公の秩序、又は善良な風俗を乱すような行為を行わないこと。
- (12) 施設の使用にかかる使用規則等を遵守すること。
- (13) 講師の必要な団体は、講師の私塾的又は営利目的とならないこととし、会員一人当たりの月額会費は、おおむね5,000円以内であること。

◆使用について

- ・登録団体が施設を使用する場合の使用料は、免除します。
- ・使用料の免除は月5回まで、月6回目の使用からは有料となります。また、ホールの使用は有料となります。
- ・施設の予約について、登録団体が自動的にまたは優先的に予約、部屋を確保されることはありません。各団体で責任をもって、使用したい施設に予約してください。
- ・安易な予約による急なキャンセル、予約変更は謹んでください。他の利用の妨げになります。

[問合せ先] 養父市市民生活部公民館

〒667-0021 養父市八鹿町八鹿 538 番地 1 やぶ市民交流広場内

電話079-662-0070